

【電子版】



2026年 第14号 2026年 6月23日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール [info@jikosoren.jp](mailto:info@jikosoren.jp)

ホームページ→



## 財務省、インボイス制度見直しに否定姿勢 個タク部会が現場実態を訴え、廃止を要請

自交総連全国個人タクシー部会（以下、個タク部会）は6月2日、日本共産党小池晃参議院議員同席のもと、インボイス制度を管轄する財務省との交渉を実施し、制度の廃止を求める要請をおこないました。会場には個タク部会の徳永会長（本部副委員長）、東京・神奈川・京都から代表者12人と高城書記長、ZOOMで内田常執、京都代表、建交労沖縄が参加しました。

交渉では、参加した個タク部会の代表団が、インボイス制度導入後の現場実態を直接訴えました。廃業の検討増加、配車アプリからの排除、利用者とのトラブル、事務負担の増加、地域公共交通への影響など、制度運用に伴う深刻な現状が示されました。あわせて「制度導入前から指摘されていた問題が現実化している以上、制度を導入した財務省



財務省交渉＝衆議院第一議員会館・多目的ホール

自らが実態調査をおこなうべき」「地域公共交通を支える個人タクシーの存続がかかわる重大問題」として制度の見直しと実態把握を求める意見が相次ぎました。これに対し、同省は、制度維持の立場を堅持し、実態調査を「おこなう考えはない」と明言しました。

交渉の中で小池晃議員は、国会質問で追及していくと発言しました。さっそく6月16日の参議院財政金融委員会において、個人タクシーにかかわるインボイス制度の問題を質問しました。

個タク部会は、今後も関係省庁への要請行動と全商連（全国商工団体連合会）など関係団体と連携した運動を組み合わせおこない、同省へインボイス制度の早急な廃止および見直しを求めています。

## 財務省「発生している問題は関係機関へ確認を 調査する考えはない」

【2026. 6. 2 財務省交渉（個タク部会）】

財務省 杉山大介主税局税制第二課課長補佐

自交総連 徳永会長（副委員長）他 16 人

議員 日本共産党・小池晃参議院議員他議員秘書 3 人

要請事項	回答要旨
1. 適格請求書保存方式（インボイス制度）を廃止すること。	インボイス制度は、仕入れ税額控除を適正に行い、消費税額を正確に把握するために導入した制度であり、現時点で廃止は考えていない。
2. 個人タクシーを含む小規模・零細事業者に対する適用除外措置を講じること。	小規模事業者については2割特例などの経過措置を設けており、新たな適用除外措置は考えていない。
3. 地域公共交通を担う事業者に対して、消費税の負担軽減措置を創設すること。	軽減税率は国民生活への影響等を考慮して食料品などに適用している。タクシー事業への新たな軽減措置は考えていない。
4. 高齢者事業者を含む小規模事業者に過重な事務負担を強いる制度運用を見直すこと。	1万円未満の課税仕入れにかかる少額特例など、事務負担軽減措置を講じている。現時点で制度運用の見直しは考えていない。
5. 制度導入による廃業・減収・取引排除等の実態調査を早急に行い、公表すること。	各業界団体等が実態調査を行っているものと認識している。財務省として実態調査をおこなう予定はない。取引排除などの問題は、公正取引委員会や関係省庁へ相談いただきたい。
——未登録事業者が配車アプリから配車停止等により実質的な排除が生じている実態があり、「任意」であるインボイス制度が事実上強制となっている。	配車アプリ問題は、公正取引委員会へ確認してほしい。
——東京の板橋で30数人の個人タクシー事業者に対して、税務調査が入ったが、どういう端緒で調査に入ったのか、対象はインボイス登録・未登録事業者どちらか確認してもらえないか。	国税庁に問い合わせいただきたい。

### ※インボイス経過措置

①免税事業者など「インボイス未登録事業者」からの仕入れでも、一定割合を控除可能。

2023年10月1日～2026年9月30日 控除割合80%

2026年10月1日～2029年9月30日 控除割合50%

2029年10月1日以降 控除不可

②小規模事業者向け「2割特例」

新たに課税事業者になった小規模事業者向けの負担軽減措置で、売上にかかる消費税額の2割だけ納税すればよい制度。

2023年10月～2026年9月の課税期間。

③少額特例（1万円未満）

一定規模以下の事業者について、1万円未満の課税仕入れであれば、インボイス保存がなくても帳簿のみで仕入税控除を認める制度。

2023年10月～2029年9月。

---

### 【参議院財政金融委員会 個人タクシー・インボイス問題に関する質疑】

(2026年6月16日) 日本共産党・小池晃参議院議員が質問

#### ● 財務省 — なぜタクシーはインボイス交付義務免除の対象外なのか

小池議員は、「他の交通機関はインボイス交付義務が免除されているにもかかわらず、なぜタクシーは免除対象とされないのか」と財務省に質しました。

これに対し、財務省の青木主税局長は、公共交通機関特例について次のように説明しました。

「船舶・バス・鉄道による3万円未満の旅客輸送については、事業の性質上、請求書等の交付が困難であるため、インボイス交付義務を免除し、保存がなくても仕入税額控除を認めている。これらに交付義務を課した場合、多数の乗降や円滑な運行に支障をきたす可能性がある。一方、タクシーは通常からレシートや領収書を発行しており、交付が困難といえないことや、他事業との公平性の観点から特例対象としていない」と答弁しました。

#### ● 国土交通省 — 個人タクシー事業者数の減少実態

続いて小池議員は、国土交通省に対し、個人タクシー事業者数の推移について質問しました。

国土交通省の原田審議官は、「個人タクシー事業者数は、2020年度末の約3万人から、2025年度末には約2万5,000人へ約16%減少している。背景には、コロナ禍による運転者減少や高齢化に伴う離職がある」と説明しました。

これを受け、小池議員は、「インボイス制度の導入が事業者減少に拍車をかけるとの指摘もある」と問題提起しました。

**● 公正取引委員会 — 配車アプリからの排除は独占禁止法上問題ないのか**

小池議員はさらに、「インボイス登録は任意であるにもかかわらず、登録しない場合に配車アプリ等から排除される事例が、京都個人タクシー労組や東京個人タクシー労組から報告されている。これは公正な取引からの排除ではないか」と質問しました。

これに対し、公正取引委員会事務総局経済取引局の原局長は、「事業者が誰と取引するかは原則自由であり、配車アプリ事業者が課税事業者のみ登録可能とすること自体は、直ちに独占禁止法上問題とはならない」と説明しました。

一方で、「事業者団体が共同事業において、課税事業者にならないことを理由に排斥して、免税事業者の事業活動を困難にさせるような差別的取扱いを行う場合には、独占禁止法上問題となる可能性があり、個別事案ごとに調査・判断する」との見解を示しました。

**● 求めた事項 — インボイス制度による影響の実態調査を要求**

最後に小池議員は、「こうした問題は、財務省が導入したインボイス制度に起因するものであり、制度が個人タクシー事業者に及ぼしている影響について、早急に実態調査を実施して、結果を公表すべきである」と強く求めました。